

広島県告示第三百二十三号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。）第七条第一項及び第九条第一項の規定によって、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

令和七年三月二十七日

広島県知事 湯崎英彦

区域の名称			所在地
土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域	区域の名称	区域の名称
広島県呉市安浦町中畠及び同市安浦町下垣内地内		土砂災害警戒区域	の自然現象の発生原因となる土砂災害
		表区域示の	の自然現象の発生原因となる土砂災害
次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	区域の名称
市原川(七五) 二一隣g)	中ヶ原川(一 九隣a)	泉谷川(一八 隣b)	号三律の土戒定第区 年施推砂区す九域 で政行進災域る条の 定令に害等土第表 め第二関防に砂二示 る八平す止お災項及 事十成る対け害にび 項四十法策る警規法
次の図のとおり			
市原川(七 五一隣g)			
土石流			
次の図のとおり			

各区域について、「次の図」は、省略し、その図面を広島県土木建築局砂防課及び広島県西部建設事務所呉支所に備え置いて縦覧に供する。